

東京都マンション施策推進会議会則

(名称)

第1 この会議の名称は、東京都マンション施策推進会議（以下「推進会議」という。）とする。

(目的)

第2 推進会議は、東京の分譲マンションにおける管理の適正化、耐震化、建替え等の促進に向けて、様々な分野の関係団体が連携しながら活動を行い、良質なマンションストック形成の実現を目的として設置する。

(活動)

第3 推進会議は第2の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会議参加団体の実施事業等に関する情報共有と意見交換
- (2) 会議参加団体間の連携
- (3) マンション施策等に関する啓発活動
- (4) その他推進会議の目的を達成するために必要な活動

(構成)

第4 推進会議は、別表に掲げる団体の推薦する者をもって構成する。

(座長)

第5 推進会議に座長を置く。座長は会議を招集し、会議の進行等会務を総理する。

2 座長は東京都住宅政策本部民間住宅施策推進担当部長とする。なお、座長が不在の場合は、あらかじめ座長の指名する者がその職務を代行する。

3 座長は必要があると認めるときは、会議に会議参加団体以外の有識者等の出席を求めることができる。

(事務局)

第6 推進会議の事務を処理するため、東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課に事務局を置く。

(補則)

第7 第1から第6に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則（平成29年3月9日付28都市住マ第225号）

この会則は、平成29年4月26日（推進会議の第1回開催の日）から施行する。

附則（平成31年3月19日付30都市住マ第469号）

この会則の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和4年3月4日付3住マ第272号）

この会則の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

		団体名
マンションの所有者の団体		特定非営利活動法人 日本住宅管理組合協議会
マンション管理・ 建築・住宅関係の 事業者・専門家等 の団体	マンション 管理関係	一般社団法人 東京都マンション管理士会
		一般社団法人 マンション管理業協会
		公益財団法人 マンション管理センター
	建築関係	特定非営利活動法人 建築技術支援協会
		一般社団法人 建築設備技術者協会
		一般社団法人 再開発コーディネーター協会
		特定非営利活動法人 耐震総合安全機構
		一般社団法人 東京建設業協会
		一般社団法人 東京建築士会
		一般社団法人 東京都建築士事務所協会
		公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
		公益社団法人 日本建築家協会関東甲信越支部メンテナンズ部会
		一般社団法人 日本建築構造技術者協会
		住宅関係
	一般社団法人 全国住宅産業協会	
	公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部	
	東京都住宅供給公社	
	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会	
	独立行政法人 都市再生機構	
一般社団法人 不動産協会		
一般社団法人 不動産流通経営協会		
行政	区市	特別区の代表
		市の代表
	東京都	住宅政策本部